

第 38 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）8月23日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

臨時的に任用された職員の特別休暇について規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について

1 改正理由

会計年度任用職員制度の創設等を内容とした令和2年4月1日施行の改正地方公務員法に関連し、同法に基づく臨時的任用職員に係る休暇等の取扱いについて規定を整備するとともに、「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく臨時的任用についても、地方公務員法に基づく臨時的任用職員に係る休暇等と同様の取扱いとする必要があるため。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 改正内容

臨時的任用職員の特別休暇について、リフレッシュ休暇を承認の対象としないこととする。【第17条関係】

詳細は、新旧対照表のとおり。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第18条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第18条～第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>